

第41回奈良県手をつなぐ育成会研究大会(H23.11.21)

障害児支援の強化について

～児童福祉法改正の概要～

奈良県健康福祉部障害福祉課

平田 千江子

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨 公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し 平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し 公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実 平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化(市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

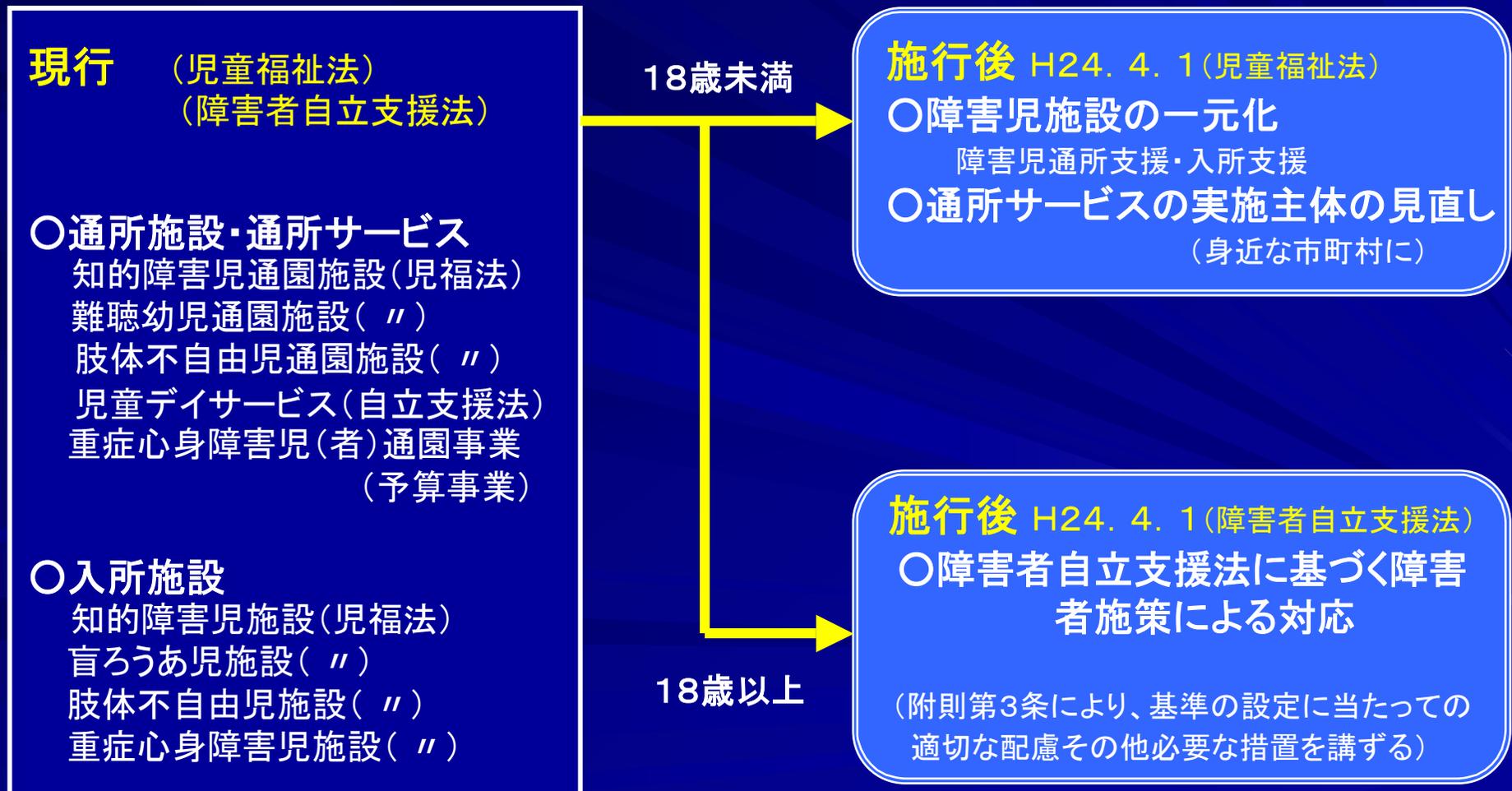
⑤ 障害児支援の強化 平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し(18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。)

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

改正法施行に伴う障害児施設・事業体系

○ 障害児を対象とした施設・事業は、現行、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法(児童デイサービス。なお、重心通園事業は予算事業)に基づき実施されてきたが、**改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化。また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。**



障害児施設・事業の一元化イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所入所の態の別により一元化。

<障害者自立支援法>

【市町村】

児童デイサービス

<児童福祉法>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設

第一種自閉症児施設(医)

第二種自閉症児施設

盲児施設、ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)

肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

<児童福祉法>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

<児童福祉法>

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

※通所、入所支援ともに18歳以上は自立支援法で対応

障害児施設・事業の一元化に係る基本的な考え方

基本的な考え方

- 身近な地域で支援が受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

見直しのポイント

- 施設・事業所が円滑に移行できるよう、現行の基準を基本とするが、身近な地域で支援が受けられるよう、施設、事業所が障害児の状態等に応じて柔軟に対応できる仕組みとする。
- 特に通所については、量的拡大を図る観点から、できる限り規制緩和するとともに、地域の実情に応じた整備を促す。
- 障害特性に応じた専門的な支援が引き続き提供できる仕組みとする。
特に重症心身障害については児者一貫した支援を確保する。
- 18歳以上の障害児施設入所者が、必要な障害福祉サービスを受けることができるよう障害福祉サービスの基準設定に当たって配慮する。
必要に応じて、障害福祉サービスと一体的に行うことができる仕組みを工夫する。

児童発達支援の概要

- 障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童発達支援に再編。
- 児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型。
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供(医療法上の診療所の指定)の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。

<障害者自立支援法> 【市町村】

児童デイサービス

<児童福祉法> 【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

<予算事業>

重症心身障害児(者)通園事業

<児童福祉法> 【市町村】

児童発達支援

- ・福祉型児童発達支援センター
- ・児童発達支援事業

医療型児童発達支援

- ・医療型児童発達支援センター
- ・指定医療機関※

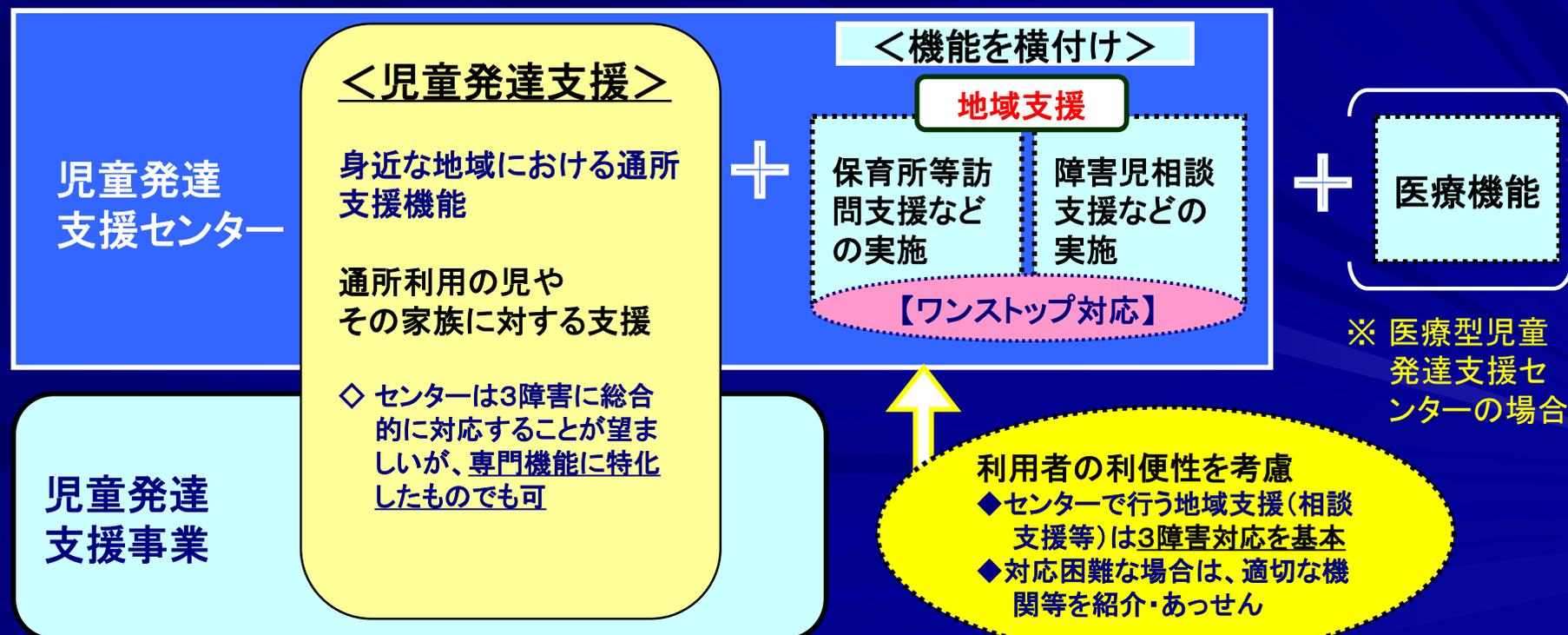
※ 指定医療機関とは独立行政法人国立病院機構、若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。

児童発達支援センターと事業について

児童発達支援は、①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
②それ以外の「児童発達支援事業」の2類型

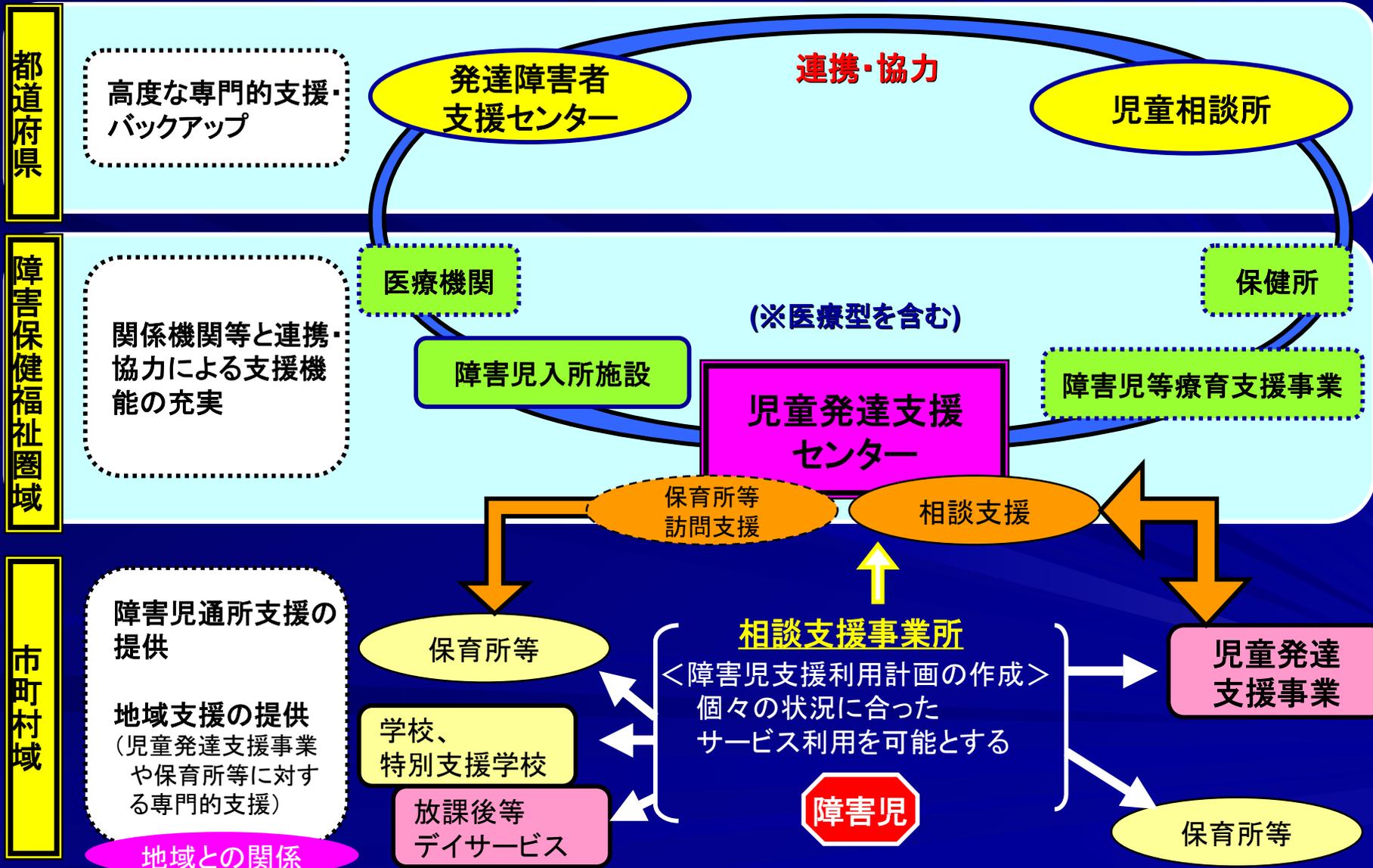
○センターと事業の違い

- センター、事業のどちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
- ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
 - ・「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ(案)

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



「障害児」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村による相談支援事業

市町村／指定相談支援事業者に委託可

障害児等からの相談(交付税)



市町村／指定特定(計画作成担当)・
一般相談支援事業者に委託可

障害児等からの相談(交付税)

サービス等利用計画等

居宅サービス

指定相談支援事業者
※事業者指定は県知事が行う

- 指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成、モニタリング
- 障害児等からの相談



指定特定相談支援事業者(計画作成担当)
※事業者指定は市町村長が行う

- 計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援、継続サービス利用支援
- 基本相談支援(障害児等からの相談)

通所サービス

- 通所サービスの利用に係る相談等
(児童相談所)

※ 障害児の入所サービスについては児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外



創設

障害児相談支援事業者(児童福祉法)
※事業者指定は市町村長が行う

- 障害児相談支援(個別給付)
・障害児支援利用援助
・継続障害児支援利用援助

障害児相談支援(案)

1 児童福祉法の障害児相談支援の対象者

障害児通所支援を利用するすべての障害児

※対象拡大にあたっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施。

2 サービス内容

○支給決定時(障害児支援利用援助)

- ・支給決定又は支給決定変更前に障害児支援利用計画案を作成。
- ・支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

○支給決定後(継続障害児支援利用援助)

- ・厚生労働省令で定める期間毎に、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。
- ・サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。